

令和6年度
文化財多言語解説整備事業
事業説明 ／ 募集案内

1. 事業概要

趣旨・目的

訪日外国人旅行者数の増加及び訪日外国人旅行者が地域を訪れた際の地域の体験滞在の満足度を向上させるため、観光庁の施策と連携して、デジタル技術等*を活用した文化財の多言語解説にかかるコンテンツを制作する事業を支援するものです。



専門家を派遣し、魅力ある多言語解説文作成を支援



デジタル技術等を用いた解説整備への支援

デジタル技術等？

先進的・高次元な方法で多言語解説を行うものを言います。

例えば、スマホアプリ・VR等のデジタル技術、ユニバーサルデザイン、環境に採領した資材 等

補助事業の対象者

日本国内事業者が補助事業の対象者になります。

地方公共団体、文化財所有者・管理者、
民間事業者、登録DMO、協議会など

協議会、任意団体等が事業者となる場合には、補助対象事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する、次の4つの要件を満たすことを条件とします。

- ・ 定款に類する規約を有すること。
- ・ 団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること。
- ・ 自ら経理し、監査する会計組織を有すること。
- ・ 活動の本拠となる事務所等を有すること。

国指定・選定・登録文化財及び 日本遺産の構成文化財



(英語を含む) 多言語解説文*



デジタル技術等

多言語解説文？

英語・中国語(繁体字・簡体字)・韓国語等、日本語以外の言語で解説された文章。

本事業では専門人事等を活用した、訪日外国人旅行者目線で満足度の高い解説文の制作が求められる。

補助対象事業：一例

令和3年度文化財多言語解説整備事業
しおじり文化財翻訳推進事業

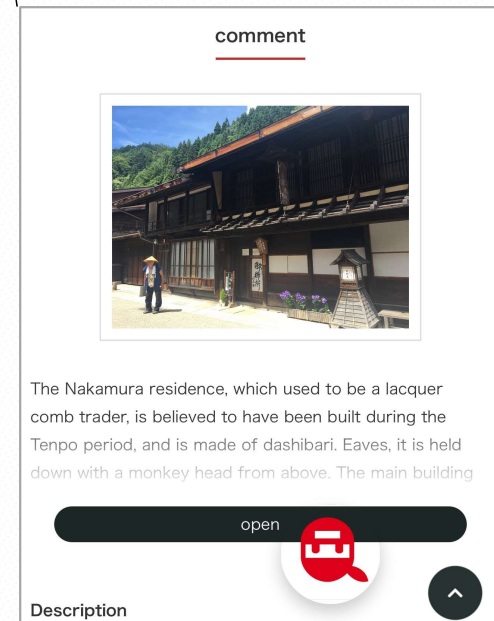
中仙道 奈良井宿



英語・中国語等解説文



QRコード + WEBサイト



補助対象となる経費

先進的な媒体制作費のほか、利用者が多言語で解説を受けるために必要となる諸機材の購入費等も含まれます。

対象の経費例

多言語解説コンテンツの制作

- ▶ 多言語解説コンテンツを掲載したホームページの整備委託費
- ▶ 多言語解説アプリ、AR・VRコンテンツ制作委託費

多言語解説コンテンツを呼び出すための媒体整備

- ▶ QRコード付き解説看板の設置工事請負費
- ▶ QRコード付き多言語パンフレットの印刷製本費
- ▶ コンテンツを閲覧するためのタブレット、VR等の備品購入費

補助対象となる経費

本事業では、観光庁で作成した解説文*を使用することが基本です。

ただし、観光庁で解説文を作成していない場合、または追加で解説文を作成したい場合は、多言語解説文制作にかかる経費を補助対象経費として認めます。

対象の経費＜例外＞

多言語解説文の制作

- ▶ ネイティブライター英語、中国語等の多言語解説文執筆（翻訳）にかかる謝金
- ▶ ネイティブライターによる現地確認のための旅費
- ▶ 専門家による解説文監修への謝金

ご注意ください！

当初、補助対象経費として申請していた経費が、事業完了後、補助金の交付を受けてから対象外であることが発覚した場合、補助金の一部を返還いただく場合がございます。次スライドで紹介する加算の条件とあわせて、事前に対象経費であることを十分ご確認くださいうえで申請をお願いいたします。なお、事業実施にあたり、やむを得ず内容を変更する必要がある場合は事務局にご相談いただきますよう、お願いいたします。事頁に対象外経費例をご紹介します。

観光庁で作成した解説文？

観光庁がH30から実施している「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」で作成された多言語解説文。

対象外の経費例

- ▶ 当該文化財に係るプロモーションのための経費
- ▶ サーバーの維持管理費用等、いわゆるランニングコスト
- ▶ 国指定等文化財以外の文化財を対象とした経費
- ▶ 整備対象文化財一覧表に記載した文化財と関係のない多言語解説に係る経費
- ▶ 協議会等及び構成団体又はその構成員等に対する支出、いわゆる内部支出* 等

協議会等及び構成団体又はその構成員等に対する賃金・報償費の支払い、業務の発注は全て内部支出に当たり、補助の対象とならない。また、構成員の所属団体（所属団体の構成員も含む）への支出も補助の対象とならない（ただし旅費は除く）。

補助事業者

協議会等

委員長 文化 太郎 ○○連絡協議会 会長

副委員長 文化 花子 (特)地域○○社 プロデューサー

委員 地域 一郎 ○○文化の会 会長

委員 地域 二郎 (一社)地域文化○○機構 常務理事

構成団体

○○獅子舞保存会

○○地芝居保存会

○○文化財振興団体

構成員

地芝居 太郎

地芝居 一郎

歌舞 花子

発注

資金・謝金等

謝金・出演料等

補助経費の額

補助対象経費の1／3（33％）を限度とします。ただし、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができるものとします。

補助金の額は、対象経費の98％又は3,000万円のいずれか低い方を上限とします。

対象の国指定等文化財が3つ以上		10%
事業規模が1,000万円以上		5%
補助事業者の財政規模が一定の割合以下	地方公共団体の場合（財政力指数0.5以下）	10%
	民間団体の場合（事業規模指数0.1以上）	10%
他の国際観光旅客税を充当する事業と連携		10%
文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業		5%
英語解説文を観光庁推薦人材から監修を受ける場合		10%
登録観光地域づくり法人（登録DMO）の参加 ※整備後コンテンツのプロモーションへの協力を想定		10%
最低2か国語以上かつ複数のデジタル技術での整備		10%
日、英、中（繁体字・簡体字両方整備が必要） を含めた多言語解説文の整備	合計5か国語以上	5%
	合計10か国語以上	10%

※補助率が98％を超える事業者は、98％に調整されます。

※上記は簡易版であり、応募時には必ず応募案内を熟読して書類を提出してください。

2. 応募のすすめ

全体スケジュール

令和6年度

～7月24日 ①応募書類の提出

～8月中旬 ②書類確認／書類審査

～9月上旬 ③採否通知

～9月中旬 ④交付申請書提出

～10月上旬 ⑤交付決定

～3月31日 ⑥事業の実施

採択日から事業実施可

令和7年度

～4月10日 ⑦実績報告書の提出

～4月中 ⑧額の確定・支払い

令和8年度

～6月中 ⑨昨年度成果報告書の提出

7～12月頃 ⑩有識者の評価・改善

目標設定年度まで継続実施（最低5年間）

応募書類

応募に関わる書類は文化庁ホームページ若しくは事務局ホームページよりダウンロードいただけます。応募書類作成に際しては提出すべき書類とその内容を備え、上記ホームページに掲載されている記入要領を参考に記載してください。

様式	書類	提出要件
様式1	交付要望書、事業計画書、収支予算書、支出内訳明細書	必須
様式2-1	協議会等の実施体制の概要	事業者が協議会の場合
様式任意	定款又はそれらに類する規約及び構成名簿	事業者が協議会の場合
様式2-2 若しくは様式任意	見積書(写)	以下の該当者は必須。 ①発注見込額が10万円(税込)以上の場合は、一社(者)以上の見積添付 ②発注見込額が100万円(税込)以上の場合は、複数社(者)の見積添付
様式3	整備対象文化財一覧表	必須
様式任意	事業者の財政状況を示す書類	必須 ▶地方公共団体 ⇒直近の財政規模の書類 ▶上記以外の法人 ⇒直近3年度分の収支及び財産状況の書類 ▶法人以外の者 ⇒直近の収支及び財産状況の書類

次頁につづく

応募書類

様式	書類	提出要件
様式4	事業者の誓約書兼同意書	必須
様式5	消費税仕入れ控除チェックシート	必須
様式任意	事業実施企画書（事業内容、スケジュール、今後の活用方法、体制を含む）	必須
様式任意	整備対象文化財位置図・配置図・写真（設置予定地の位置、既存案内板の写真を含む）	必須
様式任意	権利者からの同意書	当該文化財等の所有者等でない場合は必須
様式4	事業者の誓約書兼同意書	必須

※上記は簡易版であり、応募時には必ず応募案内を熟読して書類を提出してください。

審査の観点・加点項目

審査は以下の視点により総合的に評価を予定しています。

審査の観点の例

- ▶ 評価指標や目標値等の適切性、趣旨・目的に沿った事業の効果性
- ▶ 資金計画と経費積算、スケジュールの適切性
- ▶ デジタル技術等の導入目的の明確性、発信性
- ▶ 観光庁指針に沿った英語制作体制の構築、英語以外の言語の整備予定数
- ▶ 関係者との協議体制の構築、媒体整備後の適切な運用体制等の展望

加点項目

- ▶ 中国語、韓国語の整備
- ▶ 「インバウンド受入環境整備高度化事業」および、前年度の「観光振興事業費補助金交付要綱第1章第2条二」に基づく指定市区町村に所在する国指定等文化財を整備する事業
- ▶ 観光庁「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」で制作した多言語解説文の活用事業

評価指標の取得方法の設定

目標値に対する現状値を確認することで、客観的に事業の成果と現状の問題点を把握が期待できることから、最低3つの評価指標とその目標値の設定を求めています。

また上記理由より、補助事業者には成果を正しく取得できる取得方法の設定が要求されます。

必須指標

①整備した媒体の利用数

整備した媒体が外国人観光客にどれだけ利用されているか

例1) 各看板に設置されたQRコードのスキャン数を集計する。

例2) アプリのダウンロード数を集計する。

例3) WEBサイトの接続人数を集計する。

②整備した媒体による文化財の理解度

整備媒体を利用した結果、解説を理解できたかをアンケート形式で問いかけ

例1) 媒体利用者にアンケートを配布し、「解説内容を理解できたか?」「わかりやすかったか?」などの質問に回答してもらう。

例2) 電子端末を使用し、デジタルアンケートを実施する。

例3) WEBサイト、アプリの中にアンケート項目を盛り込み回答いただく。

③当該文化財への入込外国人観光客満足度

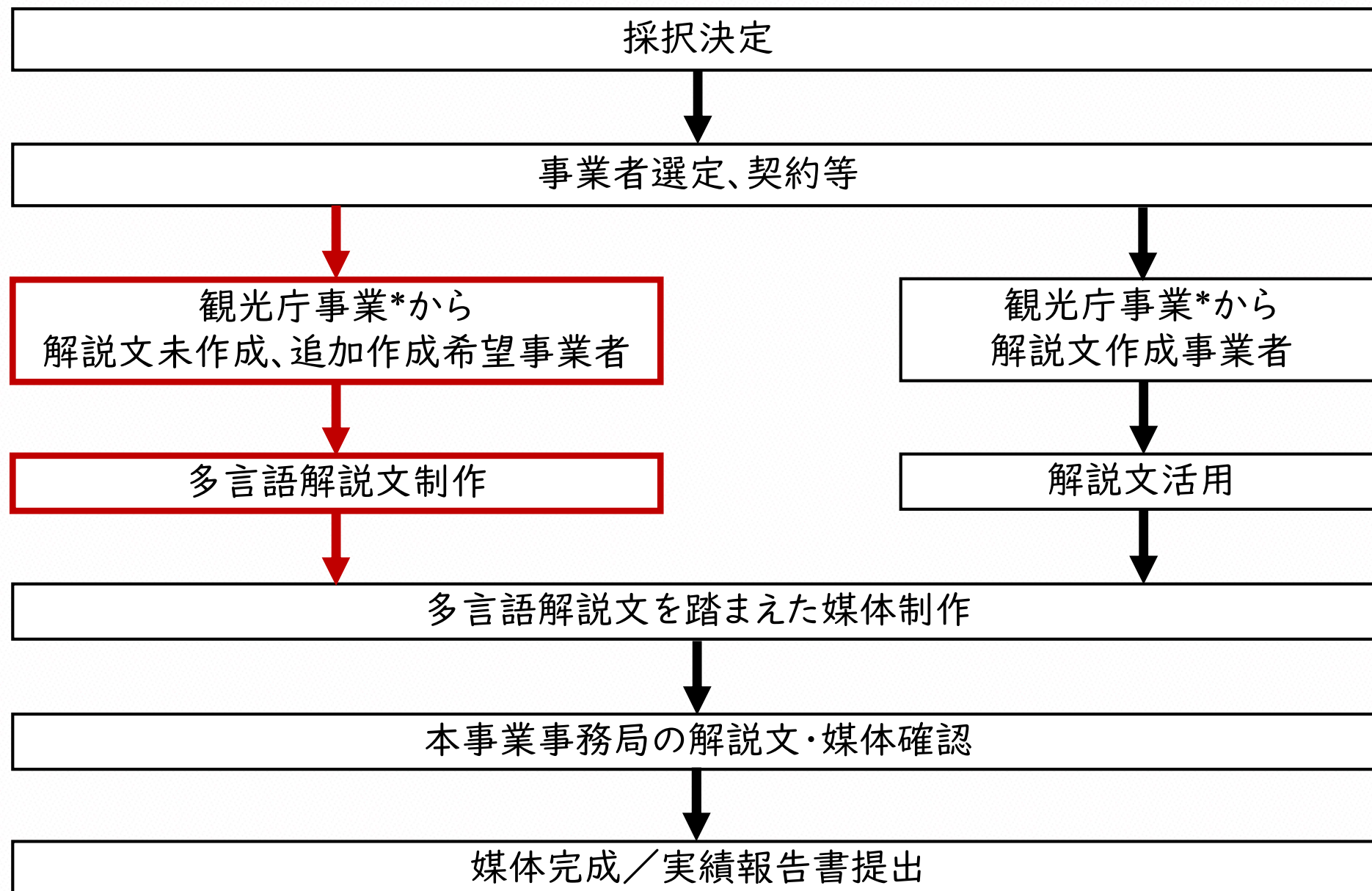
整備した媒体ではなく、文化財自体についての満足度をアンケート形式で問いかけ

例1) 媒体利用者にアンケートを配布し、「〇〇(文化財名)を鑑賞して満足できたか?」などの質問に回答してもらう。

例2) 電子端末、アプリ等の中にアンケートを盛り込み回答いただく。

3. 実施のすすめ

事業実施のイメージ



観光庁事業？

観光庁がH30から実施している「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」。

多言語解説文制作

多言語解説文は、観光庁事業から既に作成済みの場合を除き、英語解説文の整備は必須です。また、英語を含む多言語解説文制作には以下の体制と、下記同等以上の専門性を有する人材の活用が必須です。また解説文は外国人旅行者目線で高い満足を得られる文章にすることが求められます。

多言語解説文制作体制と能力

専門人材の名称	人材基準	具体的な基準
執筆者 (ライター)	作成言語 ネイティブ	作成する言語が母国語であり、文化財等のライティング経験があること。
編集者 (エディター)	作成言語 業務経験者	日頃から外国人向けのテキストを編集していること。
校閲者 (スタイルチェッカー)	作成言語 専門家	文章の正しさ、一貫性、正確性、完全性を担保する作業に熟練していること。
内容監修者	作成言語 理解者かつ 内容の正誤 の判断がで きる専門家	整備対象物に関する専門的な知識や知見を持ち、地域にゆかりのある者であること。作成する言語で書かれた専門分野に関する専門的な文章を閲読することが可能であること。執筆者、編集者、校閲者とは異なる者であること。

ご注意ください！

制作体制に関して、申請時に専門人材の氏名を極力、記載するようにしてください。やむを得ず、専門人材が未定のまま申請する必要がある場合は、決定後、速やかに事務局へご報告ください。また、その際に加算要件に変更がないかもあわせてご報告ください。

多言語解説媒体制作

多言語解説媒体は、校閲者・内容監修者等の最終確認を終えた多言語解説文について、アプリケーション・ウェブサイト・案内板等の媒体に正確に反映されているかを必ず確認してください。
また、作成された媒体には文化庁シンボルマーク及び本補助事業名等を掲載してください。



事業事務局による解説文・案内板の確認

作成した英語解説文及び案内板は事務局にて確認作業を実施します。確認作業は以下を重点的に確認し、必要に応じて修正をお願いする場合があります。

英語解説文

- ▶ 提出された多言語解説文がスタイルマニュアル等に基づいて作成されているか
- ▶ 文法、表現、用語の統一が図られているか

案内板（制作する場合のみ）

- ▶ 案内板を制作する場合、「文化財の多言語解説案内板の制作指針」を踏まえているか

事務局の確認作業には2週程度の時間を要します。

事業スケジュールに鑑み**前もって事務局に連絡**を取ってください。

4. 事務局連絡先

本事業を通しての疑問点や懸念点などがございましたら
下記窓口までご連絡ください。

令和6年度 文化財多言語解説整備事業事務局
公益社団法人 日本観光振興協会

担当：橋本・朴（パク）・高橋・杉野

E-mail: inquiry-bunka.tagengo@nihon-kankou.or.jp

TEL: 03-6435-8334 (平日09:30~17:30)